

ID: 217

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての家賃の徴収		
例規名 根拠条項	長門市営住宅条例 第53条第1項		
例規番号	平成17年条例第144号		
<p><b>【根拠条文】</b> (家賃)</p> <p>第53条 第50条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。</p> <p>2 前項の入居者の収入については、第15条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第53条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第14条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第53条第1項」と読み替えるものとする</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日